

2025年版不公正貿易報告書及び 経済産業省の取組方針について

令和7年6月

通商政策局 国際経済部 国際経済紛争対策室

「不公正貿易報告書」と「経済産業省の取組方針」

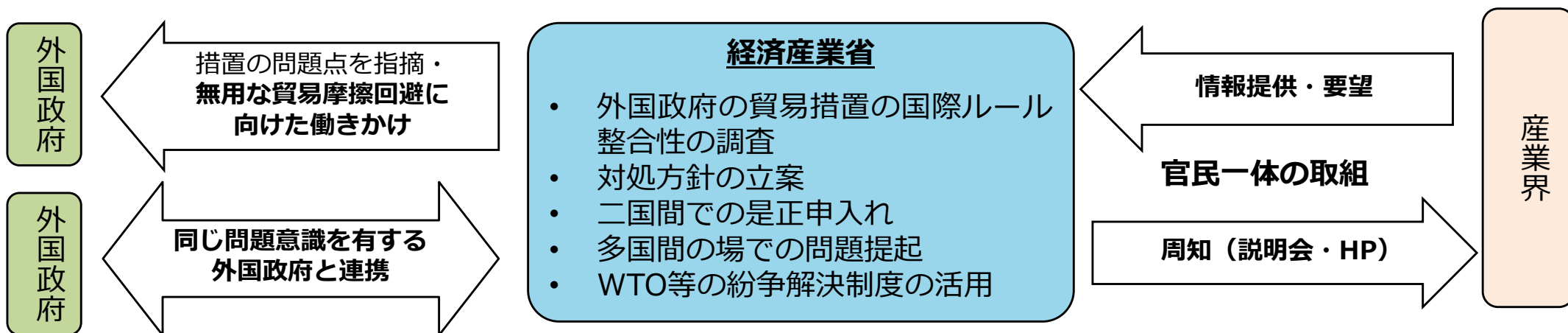
- 不公正貿易報告書は、ルールベースの国際秩序の基本的理念を世界に発信するために、産業界からの情報等に基づき、国際ルールとの整合性に懸念がある外国政府の貿易措置をとりまとめたもの。
- 1992年以降、毎年公表し、2025年版で34回目となる。2025年版は2025年6月11日に公表。
- 是正に向けて特に優先的に取り組む案件を、「経済産業省の取組方針」として併せて公表。

「不公正貿易報告書」（産構審報告書）

- WTO協定等の国際ルールに照らして、各国の貿易措置の状況を包括的に分析する、我が国唯一の報告書。
- 主要貿易相手国・地域の貿易措置について、専門家（産業構造審議会不公正貿易政策・措置調査小委員会）が、国際ルールに基づき問題点を指摘。

「経済産業省の取組方針」

- 報告書が指摘した措置のうち、産業界の関心等を踏まえ、是正に向けて経済産業省が特に優先的に取り組む案件を公表。外国政府への働きかけや、産業界及び同一関心を有する外国政府との連携促進に活用。

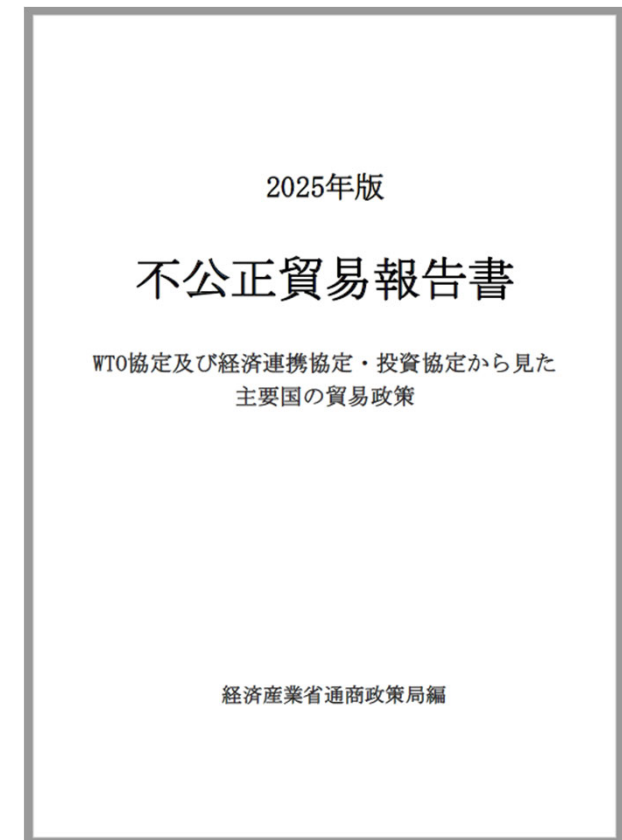


1. 不公正貿易報告書

2025年版「不公正貿易報告書」の構成

- 全体は三部構成であり、第Ⅰ部でWTO協定等の国際ルールに基づき各国の個別措置の問題点を指摘するとともに、第Ⅱ部（WTO協定）及び第Ⅲ部（経済連携協定等）で国際ルールの概要について解説。

序論	国際的に合意されたルールに基づき「公正性」を判断するという「ルール志向」の考え方を提示
第Ⅰ部	中国、米国、ASEAN諸国、EU・英国、豪州、台湾、韓国、カナダ、インド、ブラジル、ロシアなど22か国・地域の措置等を指摘
第Ⅱ部	関税、AD協定、補助金協定、セーフガード協定、サービス協定、知的財産、政府調達協定、電子商取引など、WTO協定と主要ケースについて解説
第Ⅲ部	TPP協定等我が国の主要な経済連携協定や投資協定について解説
資料編	最近のWTO定期閣僚会合の動向や、WTO紛争案件に関する参考資料を掲載



新規掲載措置

● 2025年版不公正貿易報告書では、以下2件の措置を新たに取り上げている。

(※原則、2025年3月31日時点の措置を掲載)

掲載場所	措置	概要
第Ⅰ部 第4章 欧州連合 (EU)	日本製熱延鋼板に対する AD調査	EUは、2024年8月に日本製熱延鋼板に対するAD調査を開始した。 EUは2018年7月から鉄鋼製品全般にセーフガード措置を発動しているため、EUの熱延鋼板の輸入総量はほとんど増加していない。また、2024年7月のセーフガード措置の強化により2024年下半期の日本からの輸入量は大幅に減少したが、EUはそれを適切に考慮せず不当に損害を認定する懸念がある。 我が国は、引き続き本 AD調査の動向を注視し、EUに対して適切な決定を求めている。
第Ⅰ部 第12章 その他 南アフリカ	熱延鋼板類に対する暫定 セーフガード措置・対日 AD調査	南アフリカは、2024年7月に熱延鋼板類に対する暫定セーフガード措置を発動し、同年9月には、日本産熱延鋼板に対するAD調査を開始した。 南アフリカは2021年まで同品目にセーフガード措置を発動していたため、暫定セーフガード措置の必要性に疑義があり、また、輸入の急増が「予見されない発展の結果」であること等の要件充足も疑わしい。 さらに、暫定セーフガード措置により日本からの輸入量は減少したが、南アフリカは進行中のAD調査においてそれを適切に考慮せず不当に損害を認定する懸念がある。 我が国は、引き続き本暫定セーフガード措置及び本AD調査の動向を注視し、南アフリカに対して適切な対応を求めている。

特集記事（コラム）

- 本年は特集記事（コラム）を6件掲載。
- 「過剰生産能力問題を巡る現状と対応」等の新規コラムを3点追加。
- WTO改革の重要課題である「WTO上級委員会を巡る動向」等、2024年版からの継続コラムについても、掘り下げた分析を実施。

分野	コラム名	概要
第Ⅱ部 総論 WTO協定の概要	企業のサプライチェーンと 人権・環境問題	欧米を中心に人権尊重や環境保全を理由とする法規制の導入が進み、企業による取組の強化が求められる中で、各国の法規制を巡る動向を概観するとともに、日本企業の人権尊重を後押しする日本政府の取組について紹介する。また、人権・環境を巡る法規制と国際協定との関係について分析する。
第Ⅱ部 第7章 補助金・相殺措置	過剰生産能力問題を巡る現 状と対応 ～公平な競争条件（LPF）の 確保に向けて～	近年、貿易に対する歪曲効果を有する過剰生産能力問題と、その背景にある非市場的政策・慣行への懸念が高まり、公平な競争条件（LPF）の確保の必要性が訴えられている。過剰生産能力問題の現状を概観したうえで、それに対する各国の措置や、国際フォーラムにおける議論の動きを紹介する。
第Ⅱ部 第7章 補助金・相殺措置	越境補助金を巡る動き	補助金協定は、輸出国政府から同国内の企業への補助金を想定していたが、中国の一帶一路構想等を背景に、国境をまたぐ補助金（越境補助金）による悪影響の懸念も生じ、協定上の対応について議論がある。EU及び米国による越境補助金に対するCVD発動事例等と、そのWTO協定適合性に係る議論を紹介する。

特集記事（コラム）

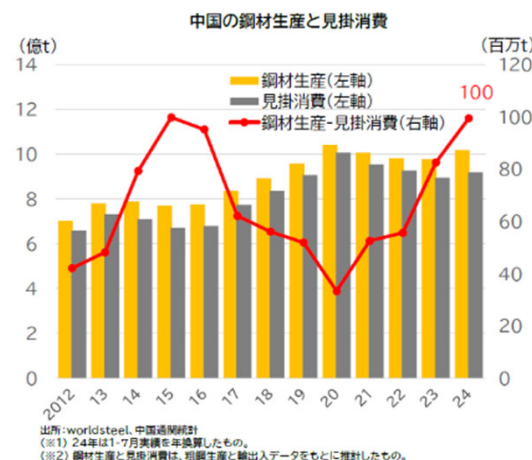
分野	コラム名	概要
第Ⅱ部 第14章 政府調達	EUの外国補助金規則を巡る動向	2021年5月、欧州委員会は、EU域外国の政府の補助金供与による域内市場での競争歪曲に対処するため、公正な競争条件の確保に向けた新たな規則案「外国補助金規則（FSR）」を公表し、2023年1月に発効、同年7月に適用を開始した。本規則の内容及びこれまでの審査事例を概観するとともに、これに対する中国政府の反応等を紹介する。
第Ⅱ部 第17章 WTOの 紛争解決手続	WTO上級委員会を巡る動向	2019年12月に機能停止に陥った上級委員会に関する議論の経緯及び最近の動向として、①米国の長年の上級委員会に対する批判、②WTOにおける紛争解決制度改革に関する議論の動向（特に、MC12後の非公式プロセスでの議論、MC13における閣僚決定、MC13後の公式プロセスでの議論等）、③上級委員会機能停止以降の各加盟国の紛争解決制度の利用状況、④多数国間暫定上訴仲裁アレンジメント（MPIA）の活用状況・動向、⑤EU・ブラジルの空上訴対抗措置、⑥日本としての取組等を紹介する。
第Ⅱ部 第18章 貿易政策・措置 の監視	貿易関連の気候変動対策措置（TrCMs）を巡る最近の議論と日本の取組	近年、EUをはじめ各国・地域において炭素国境調整措置（CBAM）の導入・検討が進むなど、貿易関連気候措置（TrCMs）に関する動きが活発化している。TrCMsの現状、TrCMsのフラグメント化に関する懸念、WTO等の国際フォーラムにおける議論の状況、こうした問題への対応として日本がWTO貿易と環境委員会（CTE）で行った提案の内容について紹介する。

過剰生産能力問題を巡る現状と対応 ～公平な競争条件（LPF）の確保に向けて～

- 非市場的政策・慣行がもたらす有害な市場歪曲や過剰生産能力に関する動きが活発化。
- 鉄鋼、EV、半導体等において、中国の過剰生産能力又はそのおそれが指摘されており、各国が対中で関税引き上げや貿易救済措置を実施。中国は強く反発し、WTO提訴、貿易制限措置等に対応。
- WTOやG7などの国際フォーラムにおいても、過剰生産能力に関する議論が活発化。
- 根源的原因である非市場的政策・慣行（不透明な産業補助金など）に対処し、グローバルに公平な競争条件（LPF）を確保すべく、ルールの発展等に取り組むことが重要。

過剰生産能力の現状

- 中国国内で消費されない余剰分が他国に安価に輸出されている
- 過剰生産能力の背景には構造的問題が存在



各国の措置と中国の対応

- **米 国**：通商法301条関税（EV・鉄鋼・アルミ等）
- **カナダ**：関税法53条措置（EV及び一部ハイブリッド車等）
- **E U**：補助金相殺関税（BEV）
- **トルコ**：AD措置（鉄鋼等）、SG措置、EVへの追加関税
- **中国の反応**：各国の対中措置を批判しつつ、WTO提訴や貿易救済措置等で対抗

WTO内での取組

- **補助金委員会**：補助金の透明性強化や通報義務の遵守に関する議論を実施
- **「貿易と産業政策」の非公式対話**：各国が持ち回りでセッションを開催し、日本は「産業補助金の透明性」についてEU・ケニアと共催

WTO外での取組

- **G7**：過剰生産能力や非市場的政策・慣行に関する共同監視や情報交換の取組の開始に合意
- **EPA**：CPTPP一般見直しをはじめ、バイやプールのEPAにおける規律強化・ハイスタダードな規律導入
- **OECD**：改訂版OECD国有企業ガイドラインのアウトリーチ

EUの外国補助金規則を巡る動向

- 2021年5月、欧州委員会はEU域外国の政府の補助金供与による域内市場での競争歪曲に対処するため、**公正な競争条件の確保に向けた新たな規則案「外国補助金規則（The Foreign Subsidy Regulation : FSR）」**を公表し、2023年1月に発効、同年7月より適用を開始した。
- EUはこの規則に基づき、これまでに公共調達に関して、**2件の詳細審査を開始したが、中国企業の入札からの撤退により審査は終了。**また**職権による審査開始や、立入検査も実施。**
- 中国政府は、これに対して**強い懸念を表明**し、2024年7月、EUによるFSR及びその施行規則に基づく中国企業に対する審査・慣行に対して**対外貿易障壁調査を開始**。2025年1月、**EUの措置が貿易障壁を構成すると認定**した。

FSRの概要

- ①**企業集中に関する届出に基づく審査**、②**公共調達に関する届出に基づく審査**及び③**その他の場合における職権審査**の3つの審査手段がある。
- 審査の結果、域内市場の歪曲の懸念を認定した場合、EUは、**是正措置を課す、又は当該企業からの確約を受けること**ができる。届出取引の場合は、**企業集中又は補助金受給入札者の公共調達契約の授与を禁止**できる。

審査事例

- ① **ブルガリアの鉄道調達**：事前届出を受けて、2024年2月、ブルガリア電気列車プロジェクトについて詳細審査を開始。中国企業の撤退により、同年3月、審査終了。
- ② **ルーマニア太陽光発電パークの建設・運営**：事前届出を受けて、2024年4月、ルーマニア太陽光発電パークの建設・運営計画について詳細審査を開始。中国企業の撤退により同年5月に審査終了。
- ③ **風力発電施設の開発**：2024年4月、ブルガリア・フランス・ギリシャ・ルーマニア・スペインにおいて、中国の風力タービンの供給者への職権による審査開始を発表。
- ④ **Nuctechへの立入検査**：2024年4月、中国のセキュリティ機器メーカー・Nuctechのオランダ及びポーランド事業所に職権で立入検査を実施。

中国の反応

- ③に対して「**強い不満と断固たる反対を表明し、EU側に誤った行動の即時停止・是正を求める**」
- ④に対して「**深刻な懸念と強い反対を表明する。中国企業の合法的な権益を守るために必要なあらゆる措置をとる。**」（ともに、2024年4月商務部）
- 中国機械電子製品輸出入商業会議所の申請に基づき、2024年7月、対外貿易障壁調査を開始。2025年1月、EUの措置は貿易障壁を構成するとの認定したが、本認定に基づく具体的な措置は未発表。

貿易関連気候措置（TrCMs）を巡る最近の議論と日本の取組

- 近年、EUをはじめ各国・地域において炭素国境調整措置（CBAM）の導入・検討が進むなど、**貿易関連気候措置（TrCMs）に関する動きが活発化**。各国・地域のTrCMsにおいて、**異なる態様・方式で輸入産品等の体化排出量の計測が求められ、事業者等への過度な負担になることが懸念**されている。
- こうした問題に対処する観点から、**日本は、2024年10月のWTO貿易と環境委員会（CTE）において、体化排出量の計測手法に関する国際的なガイダンスの策定を提案**。

TrCMsに関する動き

- **EU：2023年10月よりCBAMを導入**。現在は移行期間で、**2026年1月からCBAM 賦課金の支払い義務が課される予定**。
- **英国：2027年までにCBAMを導入**することを発表。2024年の公開コンサルテーションで制度概要も公表。
- **豪州：2023年から2024年にかけてカーボンリーケージ・レビューを実施**し、政府への提言として、国境炭素調整（BCA）のデザイン案を公表。

国際フォーラムでの議論

- インドはじめ途上国を中心に、EU CBAMは「**排出量の追跡、測定、報告等の複雑さに対処できない中小・中堅企業に過度な負担を強いるもの**」等として批判。
- 米国、中国はWTO・CTEにおいて、異なるTrCMsの導入による過度なコストの発生や、貿易上の緊張を軽減すべく、**異なるTrCMs間の一貫性や相互運用性を高めるための議論**を行うべき旨を提案。

WTO・CTEにおける日本提案の概要

■ セクション1：分野横断的なコミットメント

- 排出量の計測に際し、利用可能な**国際的な計測手法が存在する場合、そうした計測手法を採用すること**
- 体化排出量の計測の**非差別的な適用、必要以上に貿易制限的でないこと、中堅・中小企業を含め過度な行政手続き負担・コストの回避**
- 少量の貿易を対象外とするための**デミニミス値の設定**
- 緻密な体化排出量の計測が現実的でない、または、過度な負担となる場合の**デフォルト値の利用**
- 企業の**機密情報の適切な保護**
- 貿易相手国の計測手法に関する**キャパシティ構築のための技術協力の促進**
- 関連する**WTO協定との関係の明確化**

■ セクション2：セクター固有の具体的な計測手法（附属書）

- メンバー国が、特定のセクターについてセクション1の要素と整合的な**国際的に認められた基準を採用する場合は、本ガイダンスに基づき WTO にコミットメントを通知することが可能**。

2. 経済産業省の取組方針

不公正貿易報告書を受けた経済産業省の取組方針の概要 (2025年6月11日公表)

- 不公正貿易報告書は、1992年の創刊以来、33年間、一貫して「ルール志向」の概念を提示。我が国は、新しいルールの定立のための努力を行うとともに、ルール不整合な他国の措置による自国の不利益を解消するためWTOの紛争解決制度を積極的に活用。
- WTOの紛争解決制度は、2019年12月以降、上級委員会の不在が長期化する中、上訴することで紛争案件を事実上の塩漬け状態とする「空上訴」が生じており、通商システムにおいてルールに基づくガバナンスが十分に働かなくなる危機。引き続き、WTOの紛争解決制度改革の実現に向けて取組を続けるとともに、MPIA（日本は2023年3月に参加）の活用も含め、改革実現までの間もルールに基づく紛争解決が行われるよう取り組んでいく。
- 近年、一部の新興国による非市場的な政策・慣行により、多角的自由貿易体制の基礎である競争基盤あるいは市場の機能が歪められかねないとの懸念。こうした経済的不均衡の是正を求め、一方的措置が講じられる事例も散見される。WTO、G7などを通じ、公平な競争条件（LPF）確保のためのルール形成等に向けた取組を更に進める。
- さらに、いわゆる経済的威圧への懸念が高まっていることを踏まえ、かかる行動への評価・準備・抑止・対応に関する同志国との協力を強化していく。
- 上記のシステミックな問題への対応に加え、2025年版不公正貿易報告書で指摘された政策・措置を踏まえ、特に、次頁の個別案件に優先的に取り組むこととしたい。

2025年度の経済産業省の優先取組案件

● 経済産業省が今後の通商政策を進めていく上で当面の優先度が高いと考える事項

(1) 二国間・多国間協議等を通じて問題解決を図る政策・措置若しくは制度設計及び運用を注視していく政策・措置

- 中国：輸出管理法
- 中国、香港・マカオ、ロシア：ALPS処理水放出を受けた日本産水産物の輸入停止措置
- 中国：AD措置の不適切な運用
- 中国：標準必須特許を巡る訴訟における禁訴令の発出
- 中国：政府調達における内資企業・国産品の優遇措置
- 米国：ゼロイング（AD税の不適切な計算方式）（ターゲット・ダンピングを通じたゼロイングの濫用を含む）
- 米国及び新興国：サンセット・レビュー手続及び不当に長期にわたる対日AD措置
- 米国：電気自動車税制優遇措置
- 米国：1962年通商拡大法232条や国際緊急経済権限法（IEEPA）に基づく輸入制限措置
- インドネシア：鉄鋼製品、繊維製品、電気製品等の輸入制限措置
- EU：炭素国境調整措置（CBAM）
- EU：日本製熱延鋼板に対するAD調査
- EU：Fガス規制
- 仏国：EV補助金の補助金適格要件の改正
- インド：貿易救済措置の不適切な運用

※下記案件については、現行ルールに基づき二国間協議やWTO通常委員会をはじめとする多国間協議等を通じた対応を進めるとともに、新しいルールの形成も含めた対応を検討・実施していく。

- 中国：産業補助金
- 中国：サイバー・データ関連規制
- 中国：強制技術移転
- ベトナム：サイバーセキュリティ法・個人データ保護政令

(2) WTO紛争解決手続に付されたもの

- 韓国：自国造船業に対する支援措置【協議】（国土交通省の取組）
- インド：ICT製品に対する関税措置【上級委】
- インド：熱延コイルに対するセーフガード措置【上級委】

昨年の優先取組案件からの進展

2024年版取組方針掲載案件

(1) 二国間・多国間協議等を通じて問題解決を図る政策・措置若しくは制度設計及び運用を注視していく政策・措置

- 中国：輸出管理法
- 中国、香港、マカオ、ロシア：ALPS処理水放出を受けた日本産水産物の輸入停止措置
- 中国：AD措置の不適切な運用
- 中国：事務機器に関する国家標準案
- 中国：標準必須特許を巡る訴訟における禁訴令の発出
- 中国：政府調達における内資企業・国産品の優遇措置
- 米国：ゼロイング（AD税の不適切な計算方式）（ターゲット・ダンピングを通じたゼロイングの濫用を含む）
- 米国及び新興国：サンセット・レビュー手続及び不当に長期にわたる対日AD措置
- 米国：電気自動車税制優遇措置
- 米国：1962年通商拡大法232条に基づく輸入制限措置
- インドネシア：各種輸入制限措置
- EU：炭素国境調整措置（CBAM）

- EU：Fガス規制
- フランス：電気自動車への補助金
- インド：貿易救済措置の不適切な運用

※下記案件については、現行ルールに基づき二国間協議やWTO通常委員会をはじめとする多国間協議等を通じた対応を進めるとともに、新しいルールの形成も含めた対応を検討・実施していく。

- 中国：産業補助金
- 中国：サイバー・データ関連規制
- 中国：強制技術移転
- ベトナム：サイバーセキュリティ法令・個人データ保護政令

(2) WTO紛争解決手続に付されたもの

- 韓国：自国造船業に対する支援措置（国土交通省の取組）
- 韓国：ステンレス棒鋼に対するサンセット・レビュー
- インド：ICT製品に対する関税措置
- インド：熱延コイルに対するセーフガード措置

(3) WTO勧告の早期履行等を求めているもの

- 中国：ステンレス製品に対するアンチ・ダンピング（AD）措置
- ブラジル：自動車等に対する内外差別的な税制恩典措置

2025年版取組方針掲載案件

(1) 二国間・多国間協議等を通じて問題解決を図る政策・措置若しくは制度設計及び運用を注視していく政策・措置

- 中国：輸出管理法
- 中国、香港、マカオ、ロシア：ALPS処理水放出を受けた日本産水産物の輸入停止措置
- 中国：AD措置の不適切な運用
- (削除)
- 中国：標準必須特許を巡る訴訟における禁訴令の発出
- 中国：政府調達における内資企業・国産品の優遇措置
- 米国：ゼロイング（AD税の不適切な計算方式）（ターゲット・ダンピングを通じたゼロイングの濫用を含む）
- 米国及び新興国：サンセット・レビュー手続及び不当に長期にわたる対日AD措置
- 米国：電気自動車税制優遇措置
- 米国：1962年通商拡大法232条や国際緊急経済権限法（IEEPA）に基づく輸入制限措置
- インドネシア：鉄鋼製品、繊維製品、電気製品等の輸入制限措置
- EU：炭素国境調整措置（CBAM）
- EU：日本製熱延鋼板に対するAD調査
- EU：Fガス規制
- 仏国：EV補助金の補助金適格要件の改正
- インド：貿易救済措置の不適切な運用

※下記案件については、現行ルールに基づき二国間協議やWTO通常委員会をはじめとする多国間協議等を通じた対応を進めるとともに、新しいルールの形成も含めた対応を検討・実施していく。

- 中国：産業補助金
- 中国：サイバー・データ関連規制
- 中国：強制技術移転
- ベトナム：サイバーセキュリティ法・個人データ保護政令

(2) WTO紛争解決手続に付されたもの

- 韓国：自国造船業に対する支援措置（国土交通省の取組）
- (削除)
- インド：ICT製品に対する関税措置
- インド：熱延コイルに対するセーフガード措置

- (削除)
- (削除)